

第十回 参議院農林委員会會議録第三十五号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)午後一時三十分開会

○委員長(羽生三七君) それでは齊藤衛生課長。

本日の會議に付した事件

○家畜伝染病予防法案(衆議院提出)

○農林政策に関する調査の件(垂糸対策に関する件)

○委員長(羽生三七君) これより委員會を開きます。

最初に御了承を得たいのは、來週の議事日程についてであります。お手許に配付した印刷物の通り先ほど理事會の御了承を得たので、同様御了承を得たいと思ひます。なお五月二十二日の午前には、この印刷には落ちておりますが、国土調査法案について連合委員會があることになっておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは本日は家畜伝染病予防法案について、法案の内容の説明を求めることになります。先ず衆議院の原田さんからちよつと御挨拶があります。○衆議院議員(原田雪松君) 今日は大変どうもお世話になります。私、逐條説明をいたさねばならぬのでございませうが、衆議院のほうで二時から又會議がありまして、私がいなければならぬ法案がございまして、誠に勝手でございますが、内容につきましては、政府当局の齊藤課長から逐條説明をさして頂きまして、暫らくお許し願ひたいということをお願い申し上げておきたいと思ひます。どうぞよろしく。

○委員長(羽生三七君) それでは齊藤衛生課長。

○説明員(齊藤弘義君) それでは改正の主な諸点を御説明申し上げます。これは提案の理由で御説明がありました通り、非常に古い法律でございます。大正十一年からやつております法律で、

いろいろとその間に變遷はございまして、けれども、現在のいろいろの學問の進歩であるとか、民主的立法の必要性であるとか、海外事情の變遷であるとか、そういうようないろいろの變遷に合わないところがたくさんございまして、それで法文の形を新しい形に変えまして同時に、いろいろの細かい技術的事項を現在の実情に合うように改めたわけでございします。改めます場合の基本的態度としては、新しい憲法の規定に忠実であること、それから最近の立法形式に従ふこと、又最近の畜産事業に適合させるようにすること、最近の海外の伝染病事情、並びに日本が戦前と比べて非常に狭いところに限局されて、全然海外における家畜防疫上の焦点を失つたこと、それに対して十分な対策を立てなくちやならないという状態にありますので、その状態に合せましたこと、それからなおシャウブ勧告とかいろいろの事情に基づきまして、この中央地方庁の事務の關係がはつきりしません点が從來ありましたので、それをはつきりさせましたこと、こういう基本的態度で新しい法案の編成に當つたわけであります。改正しました主な点は、從來は家

畜伝染病法という法律で定められた特定の病氣だけの予防でございました。それを特定の病氣以外の寄生虫病も含めましたものを加へまして、これを予防するというのが一つの大きな点であります。寄生虫病は非常に一般に拡がっております。家畜の能力に非常な影響を及ぼしております。それが土台になりまして、家畜の抵抗力とか、そういうものが落ちまして、伝染病も又その一つの誘因となるというような、非常に重要なことになっておりますので、これを今度入れました。

それから第二点は、從來の伝染病予防法というものは、伝染病が出ましてからその蔓延を防止する方面を重点に置いてやつておりました。それではいつまでも伝染病と病氣とを追い廻しておるということになりまして、能率的ではありませんので、今度の法律では発生予防という点を非常に重点に置きまして書かれてございます。それから第三点は、從來の旧法では、輸出入検査の條項は、法律には非常に僅かの規定がございまして、当然法律で以て書かなくちやならないようなことも、規則で以て書いてございしました。それを必要な事項を全部法律に入れしました。それから次は、伝染病にかかりました場合、そのかかった家畜を殺したり、或いはその伝染病の病毒で以て汚染せられました物品等を焼いたり、或いは埋めたりする規定がございします。この場合に手当金を出すのであります。この場合にも、最近の新憲法に規定し

ます個人の財産その他の権利擁護というような意味で、從來の奨励的な手当金と違ひまして、多分に損害賠償的の意味を持ちました手当金に変えたわけであります。

こういうような点が主な改正点でございます。で、この要点を逐條的に主な点だけ新旧対象によりまして御説明申し上げます。と、お手許にお配りいたしました家畜伝染病予防法案の新旧対照に、上段が今度の法案、下段が旧法になっております。でこの新しい法律は第一章から第六章までございまして、第一章に總則、第二章が發生の予防、第三章が發生しました病氣の蔓延の防止、第四章が輸出検査の規定、第五章が雜則、第六章が罰則になつております。全体で六十六條でございします。第一章の總則には、この法律の目的、それから用語の定義が書いてございします。でここで第二條の伝染病と申しますのは、ここにあります表の上段に掲げてございします病氣で、而もその下段の家畜に關係のあるものをこの法律で伝染病という、この旧来のものに比へまして三つ、第四番目の流行性感

冒、第九番の出血性敗血症、それから第二十六番のニューカッスル病が新しく入つております。この新しいもので旧来の伝染病を削りましたものは、下の二頁に書いてあります豚疫と豚のバラチフス、それから疥癬のうちで以て馬の疥癬、これを削つてございします。疥癬は綿羊だけを新しい法律では対象としてございします。これは

流行性感冒は、昨年、一昨年非常に大流行をいたしましたので、なおかつこの日本特有の、まだほかの外国でもこういうような報告がない病氣でございします。一昨年来いり、研究いたしました結果、大體の原因もつかみまして、予防……まだワクチンを現在作ることについて研究に専念いたしておりますが、新しい病氣でございします。そうして昨年も一昨年も旧法の、緊急の場合には伝染病を指定しまして、この法律の一部或いは全部を適用ができたという條項に従ひまして、一応法定伝染病で、昨年も一昨年も扱つたものであります。今回改正に伴ひまして、正式にこの法定伝染病の中に入れてわけであります。新法の九番の出血性敗血症でございしますが、これは現在内地では、日本では發生がございせんけれども、從來ともこの我々のこれから輸出貿易に關係がございします各地に相當發生を見ておりますので、これを差加へました。それから二十六のニューカッスル病、これは從來二十五の家畜ベストというもののの中に含まれて行つておりますが、最近の學問の研究状況に見ますと、一応ニューカッスルと家畜ベストを別に取扱つております。而もこの三月に從來日本にありませんでしたニューカッスル、アメリカにたくさん發生しております、型の全然新しい病氣が最近に發生しております。そういう關係で、二十六番に新しく入れたわけでありまして、削りました豚疫、それから豚のバラチ

査の結果がはつきりとしなくなるわけ
であります。混乱するわけでありま
す。そういうようなわけで、防疫の必
要上五十條というものが入ったわけ
であります。その次の重要な問題は五十

八條でございます。これは手当金の交付であります。従来はここに書いてございまして二十九頁の下の欄に書いてありますように、伝染病にもうすでにかかつて殺される場合には、評価額の三分の一の手当金であるとか、それから病気が何だかわからないので一応殺してみるといふ、いわゆる鑑定のために殺すという場合には、この評価額の五分の三であり、牛疫とか、牛肺疫とか、口蹄疫だとか、そういうような特殊の伝染病に接触して発病の虞れがあるというような家畜とか、或いは予防注射をやつたり、或いは薬浴をやる。そういうようなために、それが直接原因で死んだ場合には評価額の五分の四を手当金として出すのでございます。今度は伝染病にかかつたものに対しては、評価額の三分の一というのは同じでございますけれども、その中の伝染性貧血と牛の結核病にかかりました場合には三分の一でなくて、五分の一を出す。こういうように変えてございします。それから鑑定のために殺してみるといふ場合には、五分の四になつております。それから注射したり、予防注射をしたり、或いは薬浴をしたたり、そういうために死にましたものの、或いは死産をしたたり、流産をしたたりし

たもの、そういうものに対しては評價額の全額を補償する。こういうようなことになっております。それからなお家畜以外に物品を伝染病予防のために埋めたり、焼いたりいたします。そう

いう場合には旧法では二分の一でござい
ます。三十頁の下段の第四に書いて
ございまして二分の一でございませ
うが、今度はその上段の五よりまして五分
の四、八割を出すということにしてご
ざいます。従来はこの三分の一、病氣
にかかったものを殺して三分の一手当
金として出すというのが一番多かった
わけでありまして、これに對しまして三
分の一でありますから、大体において
手当金をもらひまして、いろ／＼死体
を利用したり何かいたしまして評価
を越えるということは殆んどなかつた
わけでございます。でありますから、
従来の手当金を出しますのは三分の一
そのまま出して、その死体の肉を
利用しようが、しまいが、全然考慮を
してゐなかつたわけでありまして、今度
の手当金の交付は、全般としまして死
体を利用しました場合には、その利用
価額を評価額から差し引いて、そうし
て手当金を出すということになつてお
ります。二十九頁の五十八條の上のほう
に書いてございまして、又その手当金の
額も、従来は最高金額が九万円を超え
ない範囲内において政令の定むるこ
ろによつて出すという形になつてお
ります。今度は最高金額をきめますの
は、この上段の第一項の一号、二号だ
けでございまして、評価額の三分の一で、
殺します場合には一般のものと、それ
から結核性のものと、伝染性貧血にか
かつたために殺したものは五分の四の
最高金額をきまして、あと鑑定のため
に殺した場合には、そのまま評価額の
五分の四と最高金額をきめません。
又予防注射をやつたり、或いは薬浴を
やつたり、或いは投薬をやつたりした
ために事故を起して死んだというよう

な場合も、評価額をそのまま見まし
て、その八割をやるということにな
つております。この三、四は實際問題
としては非常に数も少いことではござ
いますし、又第四條の場合のように、注
射をしたために死んだというのは、本
当ならば全額補償するのが当たり前だ
というので、こういうふうになつたわけ
でございます。

それから費用の負担が六十條に書い
てございまして、この法律によつて定め
られた仕事がすることによって定めら
れた者が結局負担をするという、全
般を通じての考え方でありまして、
そのうち家畜防疫員の旅費の全
額、それから殺します場合、或いは焼
却、埋却します場合の評価額の手当及
び旅費の全額、それから都道府県が家
畜防疫のために雇ひ入れた獣医師
に對する手当の二分の一、それから牛
疫血清の購入費又は製造費の全額、こ
れは牛疫という病氣が日本には全然今
ないものでありまして、而もその牛疫が
入る可能性が非常に多い。而もこの病
氣は非常に劇甚な病氣でありまして、
明治時代に朝鮮を経由しまして、現在
の中華民国地区、満洲方面から入りま
して、非常に畜産上の損害を與えた病
氣でございまして、そういうものは國家
的な單位で防疫をしなければなら
ない。それから、それに対しては全額、そ
の他の血清類につきましては二分の一
の補助、それから第六の消毒薬品であ
るか、それから寄生虫の駆除の薬品
であるとか、そういうような農林大臣
の指定する薬品の購入費の全額、こう
いうものは國が持つて、その他は結局
この法律で以てやることを義務付けら
れました者が負担する。で、旧法の規

定は國の費用の負担、それから市町村
の負担、それからその他個人の負担
を、こういうもので定められてないも
のは全部都道府県の負担、こういうよ
うなきめ方になつております。併し今
度の法律によりまして、大部分が都道
府県と國の負担になりまして、個人負
担というものが非常に少くなつてお
ります。それから六十一條に家畜保健衛
生所長の事務の委任がございまして、家
畜保健衛生所法というものが、昨年法
律ができました全國に五百カ所が家畜
保健衛生所というものが今年中にでき
ることになつております。現在二百六
十カ所できております。これが結局県
の更に下の出先機関となりまして、い
ろいろの伝染病の予防は勿論のこと
でございまして、そのほかのもの
も実施するわけでありまして、その衛生
所が知事から事務の委任を受けまし
て、届出の受理であるとか、いろ／＼
のことができるようにしてあるわけ
であります。大体家畜の多寡によりま
す、大体一郡に平均一カ所ぐらい、家
畜の多いところは、畜産の地帯で
は、大体一郡に一カ所、勿論家畜が非
常に多いところになりますと一郡のう
ちに二カ所、三カ所というものもござ
います。六十二條は、これは従来もこ
ざいましたけれども、この法律の冒頭
にきめてあります病氣並びに家畜以外
のものにつきまして、新たに何らかの病
氣が出たり何かしまして、緊急に何らか
の措置をしなければならぬ、こういうよ
うな場合に、一定期間、一年なら一年以
上の規定全部或いはこの第三章の蔓延防
止の規定全部或いは一部というものを
準用できるという規定になつてお
ります。これは従来の規定と大体同じで

ございます。

以上が大体法律の大体骨組と、それ
から重要な改正点でございます。

分あります。併しながら発病の予防と
いうのは至つて少い。例えば牛の肺結
核、馬の伝染性貧血、これが一年に一
回は検査するとあります。これは発病
の予防だと考えれば、あと発病に對す
る予防というものは、勉強が足りないの
で見てからなんかも知れませんが、見付
からなければなりません。そこで問題
は実に罰則が多い。問題はそこで防疫
員がこの罰則をないように指導するの
かと思ひますが、家畜主そのものが、
これを会得して、こうなればこの罰に
触れるという考えを持つておる人は、
私は一人もおらんと思う。悪いかい
かはよくわかりません。これをこのま
まに放つて置けばいいとか悪いとかとい
うことはわかりませんが、ここに書
いてあるような罰則にこうすれば触れ
る、こうすれば触れないという區別を
つけられる人は少いと思ひますが、併し
ながらただ家畜主であつて、獣医とか
或いはその他の技術を修得してゐる人
はそうでありまして、普通の家畜
主などにおいてはそういう人はない
と思うのですが、獣医そのものの罰則は
ありません。併しながら殆んど三十條
に余る罰則が書いてあります。重いの
は三年以下の懲役、十万円以下の罰
金、一年以下の懲役、五万円以下の罰
金、こういうふうにして書いてあります
が、それを指導するのは防疫員がやる
のか、それから又村で獣医がいろ／＼
判断をし、私に言わせると非常にむず
かしいものと見えまして、例えば伝染
性貧血だという疑い馬が出て、その疑
似馬を一人で判断ができなくて、三人
も立会つて、その判断をやつて、その
結果がいけないということになつて殺
処分する、こういうことになつておる

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

分あります。併しながら発病の予防と
いうのは至つて少い。例えば牛の肺結
核、馬の伝染性貧血、これが一年に一
回は検査するとあります。これは発病
の予防だと考えれば、あと発病に對す
る予防というものは、勉強が足りないの
で見てからなんかも知れませんが、見付
からなければなりません。そこで問題
は実に罰則が多い。問題はそこで防疫
員がこの罰則をないように指導するの
かと思ひますが、家畜主そのものが、
これを会得して、こうなればこの罰に
触れるという考えを持つておる人は、
私は一人もおらんと思う。悪いかい
かはよくわかりません。これをこのま
まに放つて置けばいいとか悪いとかとい
うことはわかりませんが、ここに書
いてあるような罰則にこうすれば触れ
る、こうすれば触れないという區別を
つけられる人は少いと思ひますが、併し
ながらただ家畜主であつて、獣医とか
或いはその他の技術を修得してゐる人
はそうでありまして、普通の家畜
主などにおいてはそういう人はない
と思うのですが、獣医そのものの罰則は
ありません。併しながら殆んど三十條
に余る罰則が書いてあります。重いの
は三年以下の懲役、十万円以下の罰
金、一年以下の懲役、五万円以下の罰
金、こういうふうにして書いてあります
が、それを指導するのは防疫員がやる
のか、それから又村で獣医がいろ／＼
判断をし、私に言わせると非常にむず
かしいものと見えまして、例えば伝染
性貧血だという疑い馬が出て、その疑
似馬を一人で判断ができなくて、三人
も立会つて、その判断をやつて、その
結果がいけないということになつて殺
処分する、こういうことになつておる

○岡村文四郎君 どうかにありますが
知れませんが、防疫員というものは一
体何人ぐらいおるか。

○説明員(齋藤弘義君) この差上げ
ました資料に表が……家畜防疫員任命
状況、第十一表にございまして、それ
で現行の家畜防疫員と申しますのは、市
町村吏員であるとか、それから県の吏
員も勿論でございまして、獣医師である
とか、そういうものから府県知事が任
命するということになつております。今度の
法律によりまして、これは獣
医師を主体として任命いたします。必要
があつた場合にはその他の学識経験者
も任命できるということになつてお
ります。ここに書いてございまして、さ
うに、五千二百六十二名が一応任命さ
れてございまして、結局家畜防疫員がこ
の法律の施行の実施者になるわけござ
います。

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

○岡村文四郎君 大部分法律が直つて
来ておるようでありまして、実は今日
は時間もなく、これから三時になつ
たら行かなければならぬのでお流れに
なるような心配があります。大したこ
とはありません。伝染病の予防につ
いては、病氣が発生してから予防は随

のですが、あれは獣医が勝手というわけじゃありませんが、病馬が出て、行つて見て、獣医そのものが伝染性貧血であるという断定をすれば、それで結構であるのか、やつぱり防疫員がいなければ駄目なのか、一つ聞きたいと思ふ。

○説明員(齋藤弘義君) 発生の予防でございませうけれども、予防のできません病氣に対しては、全部でき得る限りにおいて発生の予防手段をとる。例へば予防注射で以て予防できますものは、全部予防注射をいたしますし、又予防注射のないような場合には、結局伝染病にかかりますのを防ぐには、個体の抵抗力をつけるというのが先決條件でございませうので、その基礎になりますものは、どうしても寄生虫が非常な感染源になるわけでございませう。寄生虫にかかりますという、御承知のように非常に榮養も悪くなりませう。榮養が悪くなりませうという抵抗力が非常に鈍つて参ります。そういうような方面から今度の発生予防の規定によりまして、いろいろの方策がとれるわけでございませう。従来の規定ではなかなか広く解釈いたしますという、伝染病予防上必要があればということになつておりますから、できたわけでありませうが、現実にはやはり発生したものを予防するというような趣旨の法律の建前でございませうので、なお予算關係がありましてできなかったわけでありませう。今度の法律によりまして、そういう方面でも立入つてどんなことができるような形になつておるわけでございます。それから罰則は非常にたくさんあるのでございませう。これは法務府のほうに相談しましたときに

も、非常に多いということは言われました。いろいろ相談したが、そうかと言つて罰則なしというわけにも行きません。結局指導によりまして、すぐと届出がなかつたら、これは非常に厳罰に処するとかそういうことになしに、指導をしたがらざるものについて、は、勿論これを適用する。又その他不起訴とか、或いは猶予とか、いろいろのものがございませうので、そういうのをよく運用しまして、できるだけ指導的にやつて行きたい、こういうふうには法務府のほうとも相談をしてございませう。

それから殺処分の場合でございませうけれども、これは結局殺処分を出します場合には、この特定の病氣が出ましたときには、それを殺処分しなくちやいかんという限定された病氣と、それから情勢によりまして殺処分を命ずることができると二つございませう。特定の病氣と申しますのは、牛痘とか、牛肺疫とか、口蹄疫とか、こういうような病氣でございまして、これはもう法律で定めまして、絶対にこれが出たと確認されたと同時に、殺処分する義務が所有者に負われるわけでございませう。そのほかの一般の病氣に關しましては、家畜防疫員が検査をしまして、伝染性貧血ならば伝染性貧血と決定いたしますという、その防疫上の見地から見まして、これをこのまま飼つて置きますという、よそへ伝播の虞れが非常に多い、そういうような防疫の実情を睨みまして、知事が殺命令を下すわけでありませう。でありますから、山の中にぼつんと一軒ございまして、全然他と隔離されておるような状態にある場合に、全然ほかのほうに

伝播の虞れがないというような場合には、殺命令を出さない場合もあるものであります。又トリコモナスとか、そういうようなものが出た場合には、も種附禁止だけをしておけば、ほかに移る可能性がないというような場合には、勿論殺処分はしませんし、又法律にも殺処分をし得る病氣の対象にしてございませう。

○岡村文四郎君 これは非常に疑問です。専門家によく聞きたいと思ふのですが、例へば一つの川を間にして村が三つある。そして真中の村に非常に伝染性貧血が発生した。ところが上も下もさつぱりその氣がない。そして聞いてみると、いや、やつたら大変なで、百姓が困る。だから俺の所はやらんのだ、こういうことはどうも困ると言つていると、隣の川上のほうの村が、それじゃやろうかと、やつたところが同じ村に六十頭も七十頭も出る。それでも下の村はとうとうやらずに済んだ。その割に死んだようでもなければ……、それからどうもその正体がわからんので、そこで伝染性貧血といふものは、成るほど非常に重病なのは、これは当然なんにもならんわけですが、それでなくて感染をしておつても時期が来れば一体治るものかどうか。それからその次の牛の結核が恐らく嚴重に検査をすれば、例へば東京都の附近のようなどころの牛は殆んど全部かかつておるのではないかと、いふことも言える、そこでこれもやり始めると非常に大変なこと、一カ所に百五十頭も二百頭も出ますが、そうするとその農家は非常に困る。それでなく、あるなんといつてもやらずに置けば、氣候の關係、或いは日時關係で

治るかどうか、一つ聞きたい。

○説明員(齋藤弘義君) 馬の伝染も、牛の結核も、殆んど治癒の見込は現在の學問におきましてはないといふことになつております。それで一応伝染の病勢から見まして、非常にむずかしい病氣なのでございませう。診断のほうも一応現在の學問の程度ではございませうけれども、それも一〇〇%ではあります。又治療のほうもこれは一〇〇%どころか、大変な治療の方法がないという状態になつております。又予防注射とか予防の方法も勿論これもない、結局問題はそれは放つて置くところのくらの実害があるかという問題になるのでございませう。伝染も結核も同じようにかかりまして、非常に大事にしまして、人間が結核になりましたときのように、うまいものを食わせまして、そして大した労働もせず、立派な家に入つて看病が居ますというところ、動物の結核でも、動物の伝染でも、非常に長生きするのであります。ところが非常に管理、使うのが非常に過ぎたり、或いは榮養が落ちたり、或いは氣候的に非常に不順であつたり、そういうようなことになりませうといふと、すぐと又出て来るわけでありませう。御承知のように、今競馬の方面で以て伝染が非常に問題になつております。これは二、三年前からの問題でありまして、殊に近畿地区の競馬馬に大分伝染が出ておりました、我々やかましく言つて検査を励行したり、いろいろの防疫対策の励行を言つたのでありますけれども、持主がなか／＼協力をしてくれないうけであります。併しまあ一応強行しまして、この馬は怪しい、勿論もうはつきりきまつたものは

殺処分はいたしております。併しやはり検査をいたします場合にも、怪しいといふやつと、はつきりするやつと、全然その病氣でないといふやつと、まあ三段階がありますが、その怪しいといふたようなものについて見ますといふと、二、三カ月の間に殆んど全部死んでおるものであります。それは競馬の疾走が御承知のように回数が多いもので、非常に殆んど休みなしに走つておる。こういうような状態だつたもので、それから、こちらのほうでこれはどうも臭い、従つて注意しないといふたやつが大抵二、三カ月たつと死んでおります。そういうような關係で、非常に理解して参りまして、現在では向うで進んで近畿地区の競馬關係のかた／＼は進んでその検査を頼んで参りますし、又多少怪しいといふやつはさつ／＼処分しております。そういうような關係で收益とか、そういうような相對的條件が非常に高まるという、どうして出て参ります。ただ場合に参りますといふと、やはり期間が相当長くなるのであります。併し長くなりまして、やはりこれが全然、注意すれば治つてしまふといふことはもう殆んどないのであります。で、今お話のありましたやうな、片一方やつて、片一方やらんといふやうな場合でありますけれども、これは實際に申しますと、我々のほうとしても全部これをやつて、はつきりするやうなふうな指導はいろいろとやつていたものでありますけれども、殺処分の手当の金が少いとか、いろいろの關係でそれが各県當局としましてできなかった事情があるものであります。でこの二、三年以来全国的に採取調査をいたしまして、伝染の

蔓延状況その他を調べました表が、この十六表の二に書いてございますけれども、大体において全国で以て五％くらいの検出率になっております。それをよく話しまして各県の農民にいろいろと話しまして、最近では農民のほうから自発的に検査をしてくれ、こういうようなことを各県のほうに申出て来るような情勢になつておりました。昨年は青森の一部でやはり共済組合関係で以て、これはとても近頃のような死亡率が高くなりとも困る、何らか一つ調べてもらいたいと言ひ、そこで調べましたところが、実は伝言が非常に多かつたわけでありまして、今までもそれが検診が何故でなかつたかと申しますと、今お話のありましたような関係で以て、その持主が非常に逡巡してゐたわけで、県のほうとしても強行ができなかつた。そういうようなことでこのまま放つておいたんじや共済組合も潰れてしまふ。何とかしてはつきりした、きれいなものにしてしまつて、あと悪いものを入れないようにして、計画的に予防をやつてもらいたいということ、昨年は二万何千頭ですか、検査をしまして、相当の頭数を淘汰いたしましたわけでありまして、北海道も昨年九八％ばかりの検診をいたしまして、大体私どもの調査に基きまして五％の検診率も出してあります。それも計画的にだん／＼淘汰して行くというような計画を持つております。どうもいろいろの治療法が戦前はされておりますけれども、すべて殆んど衛生試験所その他で以て、これはよかつたと思われ、今のような方法は全部やつておりますが、今のところこれならば治るといふような方法はないのであります。

○岡村文四郎君 私どもは去年までは、相当暑くなつて蛇と蚊が出るようになるまでは、伝染性貧血は起らないと思つておつた。去年まではそうだった。ところが、去年は蛇も蚊も出ない先からだん／＼出て困つたわけですが、これは蛇とか、蚊が媒介するということもあるんではないか、どうですか。○説明員(齋藤弘義君) 御承知の通り蛇が主体になつて媒介するということになつております。これは日清戦争でしたか、日露戦争でしたか、その後軍馬改良のためにいろ／＼外国種を大分輸入いたしました。そのために恐らく持つて来たんだらうと思ひますが、大きな問題になりまして、日本で全部著名な研究者を集めて、日本で全部委員会というものができまして、それまでは殆んど世界にもちやんとしたデータがなかつたのでありますけれども、その疫疫調査委員会というところ、いろ／＼龐大な試験をいたしまして決定的なデータが出まして、各国の研究者もそれを認めております。現在でもそれはアメリカでも最近新しい試験をやりました、それを確認しております。

○岡村文四郎君 実は私どものほうは馬の産地なものですから、北海道が生れた二歳、三歳馬が内地のほうへ出てから非常に多い。こういうのでこれをなくするということは容易でなうと思ふんですが、そこで去年困つたんですが、手当金の問題ですが、今度実は率は上つた。ところが牛の十萬四千円というのは、これが高いとは申しませんが、馬は場合低いのじやないかというのを考えるのですが、率は上つたのだが、馬の価格が低いとそれよりいけないので、だん／＼下へ押されて、去年九萬円、今度は六萬何千円ですか、四萬千円ですかというところになつてゐるが、これは牛を押えた価格はどこを見て一押えたのは、牛も高過ぎるというのじやない、馬が安過ぎるんですが、どうなんですか。○説明員(齋藤弘義君) この細かい計算のことは全部お手許の資料にございまして。その第二十五表でございまして、そこを御覽頂きますと、ここに図がございまして。この図の縦の軸が頭数でございまして。横の軸が円でありまして。これは今の手当金を二十四年の四月から二十五年の三月まで手当金を出しました実績によつて牛、馬、豚等の表をとつたわけでありまして。この牛については実績線が示すようになっております。縦の線が頭数でありまして、横の線が円でありまして。牛の場合を見ますと、この図、最高が五十萬円というのがございまして。これは極く僅かな一頭か二頭でございまして。それから最低が一萬円ということになっております。而もその各県の各市場価格を、ずつと各県の調査によつて調べますと、大体において市場価格の平均が七萬円になつております。これは牛にございましては殆んど結核が主でありまして。でありますから乳牛であります。乳牛で而も結核でありますから大体搾り盛りの牛で一番高いものの対象になるわけでありまして。これによりまして、千八頭でありますか、あります。千八頭でありますか、あります。千九百四十円になります。その中間を見ますと、ここに実績のMとい

うところがあります、これが十萬二千九百四十円のところなんです。その幅を見ますと、その後しました平均値の偏差を見ますと、上に四萬二千二百六十円下に四萬二千二百六十円というふうな幅があるわけがございまして。それでこの全国平均の市場価格を以て調べました七萬円に、この四萬二千という偏差を丸くしたしまして四萬円とし、而も年間の牛価の変動を調べて見ますと、上に二萬円くらい幅があるわけでありまして。その二萬円を加えて、七萬円、四萬円、二萬円を加えて十三萬円というのを評價額の標準というふうに見たわけがございまして。その八割でありますから十萬四千円がございまして、ここに書いてありますその額が出たわけでありまして。それから馬のほうも同じようにしてやりますと、この短い波線の線になりまして、牛では五十萬円というよりは最高がございまして、これも非常に数が少い、最低が五千円というのが出てきて、これは千九百四十五頭の実績がございまして。この平均をしますと五萬九千五百二円という平均になりました、そしてその幅は、ここにあります三萬二千円何がしということになつております。それで片一方、もう一つは馬の市場価格を、実績を調べて見ますと、馬の平均価格が四萬円になつております。四萬円に只今申上げましたような牛と同じ方法で加えて、馬が大体七萬円だつたと思ひます。それを評價の基準といたしますと、八割になりますと五萬六千円ということになるわけでありまして。全般同じ方法でやり

まして、基礎となりますのは、今までも手当金を出しました実績と、それから各県から取りました基準の評価、それを基礎として同じ方法で算定してこういうような結果が出たわけでありまして。○岡村文四郎君 これはちよつと腑に落ちないので、馬の最高五十萬円の最低五千円というのは、これは五千円の馬は何頭おつたかという、恐らく五千円というふうな馬は田圃もできないれば荷物もつかない馬で、これはもはやその価値のない馬で、それへ持つて来てよい牛と馬と両方必らず飼つておると思ひます。そこで馬を一つ頭牛を一つ頭持つておつた農家が、馬一つ頭死んだのは農家は五町歩の畑は何もしようがありません。馬が一つ頭死んだら早速代馬を買わなければならぬ。表面はその通りで、最高五十萬円最低五千円の馬、その五千円に非常に疑義を持つ。五千円の馬は何頭おつたか、五十萬円の馬はそうたくさんおらんと思ひます。そうなりますと、この算出の仕方によつて非常に惨めな目に会いはしないか。馬は去年の八月頃から下がつておつて、暮から又だん／＼上つておる。北海道なんかは今のところでは、先ず終戦後の最高ではないが、大体いいところで売買されております。そこで若しこれが適用されましかなかなれないと思ひます。そうすると産地へ行くと思ひます。又去年と同じことを繰返しはしないかと思ひますが、そこらはどうなんですか。○説明員(齋藤弘義君) 実は値段の関係をずつと調べてありますが、昨年の春頃から下がりまして、秋頃から又

つと上りかけております。それもずつと参考にして考えたわけでありまして。大蔵省の予算のときに、向うの査定では牛が三万五千円というふうなことでいつて来たわけでありまして。それはすべての物価指数をずつと見て行きますとそういうふうなあれになつておるわけでありまして。それではともいかなしいし、馬も又もつとそれより低かつたので、現在ずつと上つておる傾向にあるし、而も殺される対象になるものは、牛では乳牛であり馬ではとにかく農馬の相当働くものがやられるからというので、一応二十六年度の予算では三万五千円というのを五万円まで向うでは認めてくれたわけですね。併し私どもは認めて七万円ではないとともいかないだらうということではないので、実績を見ますと、やはり牛においては大体七万円平均になつておるわけでありまして。馬では四万九千円ぐらゐになつておるわけでありまして。それで今のところの資料としては、これより高くなるような資料がなか／＼探せないであります。

○岡村文四郎君 実には殺処分をする防疫医なり獣医のことであるが、馬を五頭、十頭殺しておると神経衰弱していやになる。色を青くしてやつておるのですが、私はあれには相当手当といひますか、人間に報いるという意味で、恐らく馬を殺すということはいひことではありませぬ。そこで例えば人の死刑も同じことだと思ひますが、毎日如何に動物とはいひえ、大事な家畜をどんだん殺すということが上手になつて、穴を掘つて穴に入れてそのままやれば坐り込んで死んで行くようにやつておりますが、以前には繁いでおいてほ

んとやられるのですが、目隠しして逃げておる。たまに一頭や二頭なら何でもないので、毎日五頭、十頭と殺すという、その人間は全く馬鹿みたいになつておる。これは当然何らか多量のものを必要があると思ひますが、一体どうです。

○説明員(齋藤弘義君) その通りに我々も考えております。なお実はこの資料にもございますが、伝賃に關しまして五カ年計画で以て何とか殆んどなくなる程度にしたいという計画を立てております。それで五カ年計画にいたしまして、本年殺します頭数でも全

国で七千頭近くになるのであります。北海道地区だけで恐らく五千頭近くになる、そういうふうになつて出ますので、五千頭ありますという、一日に十頭ずつ殺しても、三千六百頭であります。一応この利用という途を考へなくてはいかんと思ひます。北海道庁ともい／＼相談しております。何か共同施設を使いまして、少くとも養でも車でも、或いはできれば肉でも何とか利用の途を講じたほうがい

いんじやないかというので、今研究中でございます。

○岡村文四郎君 實は度胸もないからそういうことになるのではないかと考へます。現に私のほうでやつておりますのは獣医の少佐であります。それがなか／＼の頭張り者で、人や馬を殺すことは何でもないというが、さて毎日やつて見るとそうではない。同じ人間ですから是非一つ御研究願つて、そういうものの手当を多少何かできる方法をお願い申上げておきます。

○委員長(羽生三七君) 本案に対する

質疑は本日はこの程度にいたしましたし、次の案件に移りたいと思ひます。先に御了承を得ましたように、本日はこれから去る三月二十日当委員会から政府に申入れをしました蚕糸業の振興に対する申入れに關して政府側から回答がありますので、この問題に入りたいと思ひます。それでは青柳蚕糸局長から回答の趣旨を説明して頂くことにいたします。

○政府委員(青柳權郎君) お申入れの趣旨は三項目に亘るのではないかと私も考へておるのであります。一つは蚕糸業の一つの目標を出したらどうかということであり、一つは閉鎖機關になつておる蚕糸業の残余財産の処分をどうするの、かといふ点であります。一つは指導員の身分の安定をどうやつて図る考へか、こういう三項目のお申入れのようになつておる。

それで一番初めの蚕糸業のつまり目標を総合的に考へて一つ立てて見たらどうかというのに對しまして、今度はお手許にお配りしましたような案を農林省の省議並びに關係の各業者の大体同意を得ましたので、こういう案を一応御提示するわけでありまして。それで一応読み上げて見たいと思ひます。読み上げましてそれを敷衍して参りたいと思ひます。

第一 目的
日本經濟の自立達成のため、蚕糸業の安定を圖り生糸の生産を確保し、輸出を増進して國際收支の改善に寄與するとともに、養蚕業の生産力高揚により農家經濟の安定を期することを目的とする。

第二 目標並計画

これがため政府は、昭和三十年における桑園面積二十五万町歩、産繭額三千三百万貫、生糸製造高三十万俵、生糸輸出十五万俵を目標とする蚕糸業振興五カ年計画を策定し、その完遂を期するものとする。

年次別計画は別表によるものとする。

第三 対策

右計画の完遂を期するため左の対策を必要とする。

- 1 桑園生産力の向上
- 2 桑園の拡充
- 3 桑苗生産の確保
- 4 優良桑品種の普及
- 5 桑園能率の増進
- 6 優良蚕品種の普及
- 7 養蚕共同化の普及
- 8 養蚕共同飼育所の新設並改修
- 9 養蚕共同桑園の設置
- 10 養蚕病害の防除
- 11 養蚕技術指導の強化
- 12 養蚕技術指導所の拡充
- 13 養蚕技術指導網の強化
- 14 産繭処理の合理化
- 15 乾繭引の普及
- 16 協同組合製糸の育成
- 17 購繭資金の確保
- 18 製糸設備の近代化
- 19 海外における生糸の消費宣伝
- 20 繭糸価格安定制度の確立

並びに業者の出資、並びに予算というふうなものでどういう方向でこれをやつて行くかという点をそれらの三項目に分けてこれを書いてあるわけですね。その次の「蚕糸業振興五カ年計画」の案、これは五カ年に亘つてこの程度の桑園の面積を拡充して参りまして、繭の收量はこの程度になり、生糸の生産目標はこういうふうな形にしたい、こういうことでもあります。その次のものは生糸の需給の推定表であります。これだけの生糸が生産されました場合に、輸出という問題が起るわけでありまして。そういう場合に輸出並びに内需はどのくらいのものになるかといふことを表示した計数でございます。これに基づきまして一応お話し申し上げます。こういう案を策定いたしました際に、我々として考へましたことは、結局今後の目標をどこに置くかということが一番大切な問題になるわけでありまして。それは内地の消費は勿論のこと、海外におきまする消費の目安はどの程度になるかといふことが一番大切なことであるわけでありまして。とにかくこの蚕糸業の一番基礎であります養蚕は、永年作物を相手にしておりますだけに相当その目標がはつきりしたものでありませぬという、不当に養蚕家に対して御迷惑になるのではないかと、いふような考へからいたしまして、この目標の策定に當つては、海外の業者とも十分連絡をいたしまして、実は昨年の十月、ニューヨークへ参りました際、又本年の四月にヨーロッパ及びアメリカの絹業の人たちが日本に見えられた際に、い／＼と折衝しました結果、とにかく三十万俵程度ぐらゐが一番よくはないかというふうな

ことを言われておるわけでありまして、それで我々といましては、差し当り五十年間に三十万俵程度のものを一つ目標にして行こうじゃないかというように決定したわけでありまして、次に問題になりますことは、これに即応して如何に桑畑を殖やして行くかという問題でございますが、それに対してはやはり現在の情勢から我々が常に考えなければならぬことは、食糧の増産との間の均衡を如何にしておくかということが問題になるわけでありまして、それでその均衡の問題につきましては、この三番目の表を一つ御覽置きを願ひたいと思ひます。「蚕糸業振興五ヶ年計画」というこの表を見ますと、一番最後に五年後において桑園面積が二十四万九千八百三十町歩になるわけでございます。ところが現在どれくらいの桑園面積があるかと申しますと、十八万三千二百八十三町歩あります。これは昨年の十二月初めの桑園面積でございます。従ひましてそれと五ヶ年間でどのくらいの桑園面積が全体的に増加するかと申しますと、絶対増加が六万六千五百四十七町歩くらいになるかと思ひます。それでその場合にここに「その他」という項目がありますが、「既耕地」、「その他」ということになっておりますが、この六万六千五百四十七町歩というものを、既耕地を潰して桑畑に転換するというのが一番問題になるのでございますので、この「その他」というのが約九千町歩くらいあります。約一万町歩くらいありますが、これは例の林野の關係で、現在造林なり或いは又治山治水の面で政府で施設しておいでになります。これらの面では

け桑園に利用し得る部分は一つ利用しようということ、それからいま一つ今後開拓されます開拓地におきまして、経済的の面から、営農の面から取り得る部分だけは一ツ取入れて参ろうという見解からいたしまして、約九千町歩のものはそれらの面に充てて行こうということでありまして、絶対的に既耕地を潰す部分は従ひまして五万七千町歩ばかりになろうかと思うのでございます。併し五万七千町歩の増加を年々どういう程度に増加して行くかということになりますと、二十六年、二十七年の初めの二ヶ年間は急速に成るべく増加をするということとを避けまして、勿論これは桑苗の確保という問題もございまして、十九年、三十年の時代においてその増産を進めて行こう。既耕地の面積を進めて行こうという点を考えておるわけでありまして。

次に考えますことは、この計画案で最も心配いたしてありますことは、これだけの桑園を確保しますために如何にして桑苗を作らせるか。又作つた桑苗を如何にして植え付けさせるかという面でございます。これを單に養蚕者だけの氣持に任すとすることではなから、困難であります結果、これを或る程度國としてはこういふ計画が輸出産業を維持する上においては必要であり、而も将来の日本の農村の経済から見て、いわゆる現金収入の一つの何としてこの養蚕を取入れて行く建前からしますならば、或る程度そこに重点を置くということが必要ではないかという点を考えておりますので、後ほど予算の面で説明いたします

が、主としてこの五ヶ年計画で我々として予算を使いたいという意味は、この桑苗の生産とこれを植え付けるという面、これらの面に焦点をおいて参りたいと、こう考えておるわけでございます。そして我々といましては、生糸自体の面について幸いに現在は競争者は余りございません。中共などのごときものがあるが、アメリカにおきます消費数量を見ますと、中国系といふものは約一割くらいのものでございます。而も十二月以降におきましては激減しておるといふような状況でございます。ただ我々として心配しておりますのは、競争纖維との間の確執でありまして、従つて生糸は独占的な商品でないという形になりますので、この競争纖維とやはり或る程度確執して行くためには、この際若しこういう増産を進めて行くという場合におきましては、今後におきます養蚕の合理化の面、成るべく生産費を低めて安い繭を作るといふ面からいたしますならば、この際桑園の改良ということも積極的に考えて行く必要がありはせんかということを考えておるわけでございます。それでこの案を御覽になりますというのと、五、六行目に改植面積というのがありますが、二十六年度九千町歩、二十七年七千町歩、そして三十年で合計四万町歩ばかりになっておるのでございます。この面積は、この改植というのとはどうかと申します、現在桑園になつておる部分を新たに植え替へる。能率のよい桑畑に植え替へるという意味にこれを解して頂ければ結構だと思ひのであります。そういう意味でございます

まして、現在荒廢桑園、つまり経済年数以上に達しております桑園の面積はどのくらいであらうかということも推定して参りますという、現在の桑園面積十八万町歩のうち約八万町歩くらいがもうすでに経済年数の経つた、つまり老朽桑園と思はれるものでございまして、従ひましてこの際我々といましては、この老廢した桑園面積の八万町歩のうち約四万五千町歩くらいのは、これを新たな生産力の余計な桑畑に替へて参りたいというやうな氣持を持つておるのでございます。この際やれますものならば養蚕家としての合理化を、桑園の面積においてもこの際一氣にやり遂げておくために五ヶ年計画の中においてやつて行つたらどうかというやうな氣持からいへば、考え方をしておるわけでありまして、従ひまして予算的な措置といたしまして、でき得る限りこの桑園の確保という問題、桑苗の生産という問題、この問題に主力を注いで予算を立てて参りたいと、こう考えておるわけでありまして。それで一応対策の点をお話し申上げますという、第二番目に書いてあるのでございまして、その対策の内容は、第一番目の桑園の生産力の向上という面でございますが、その中の桑園の拡充及び桑苗生産の確保という問題につきましては、桑苗生産確保の予算的措置を講じたいという点を我々のところでは考えておるわけでございます。併し従来の予算の編成方針から申しますと、これはどういふやうな形を我々は今考えておるか、こう申しますと、今考えておりますこの予算的のやり方は、養蚕の団体が自分で桑苗を生産いたします場合、或いは又桑苗業者に委託いたしました生産をいたします場合に、それに対して或る程度の補助をして行きたいという考え方を持つておるわけでございます。併しこの面は非常に従来の予算の立て方の面からいたしまして、なかなか大蔵省との面におきましては相當のフリクションもあらうと思ひますが、この面を或る程度解決しないといふと、この増産計画というものは甚だ厄介なことになるのではないかと我々は考えておるわけでありまして、次に優良桑品種の普及でございますが、これはすでに二十五年から我々として計画しておる予算的措置であります。これは先ほどもお話ししましたように、今後の養蚕家として経済的に有利にするためには、やはり立派な桑園を保持して行かなければならぬ。立派な桑園のためには桑品種の優良なものが必要だという意味合いからいたしまして、優良品種の育成という面につきまして府県に補助をいたしまして、府県の試験場で桑苗の生産をやつておるわけでありまして。この面の予算的の措置でございますが、現在の桑園の能率が落ちておりますが、現在桑園の能率が落ちております、非常に酸度が高いという面が非常に多いのでございまして。現在考えて見ますと、約十八万町歩のうち約四万町歩くらいが非常に酸度の高い土壌だといふ面からいたしまして、この土地改良も是非やつて参りたい。これをやりましますという増産になりますし、又一方單作の安定も期せられるという面からいたしまして、この面の予算的措置としては強力にやつて参りたい。これはつまり酸性土壌を變

えます意味で石灰を買います一定の購入費に對しての補助の面を考へておるわけでありませう。それから優良蚕品種の普及でございませうが、これは現在もやつておられます措置でございまして、そうして一方蚕種製造設備の新設資金の融資措置と書いてあります。これは結局設備に對する融資でございまして、この面は例の農林漁業資金融通法に基きまして現在まだこれは未解決になつておられますが、我々といひましてはこの部面についてできるだけあの便宜な金融措置をこの際一つ利用して頂きたいということでございます。それから養蚕共同化の普及でございませうが、これは養蚕共同飼育普及の予算措置、これは金額は、今のところ考へておられますことは桑園の能率の増進の場合とか或いは桑苗生産の確保の面から見ると非常に少いものでございまして、養蚕共同飼育所の新設なり或いはその面の指導なりという面の予算的措置でございませうので、これは單に旅費なり或いは施設なりの所要の面の予算を今のところ我々考へております。それでこの中の一番大きなものは養蚕共同飼育所新設資金の融資措置でございませうが、これは現在の養蚕業の情勢を見ますと、これは増産も漸次とにかく現在の情勢からいふと進んでおります。今年度のごときはすでに農林統計から申しますれば、生産のあれから申しますと春蚕が一、二%以上も増産されはせんとかというふうなことを言われております。全体的に見ますればものと増加するのではなにか、こういうような感じがいたしますので、つまり現在製糸家が繭に對する

希望條件といたしましては、まあ量より質の問題に順次移行しておるようなこととございまして、やはり繭質を改善して行くということが今後の養蚕業の面においてはたくさん取上げなければならぬ問題だらうと思ふのであります。それに即應する意味合いから養蚕共同飼育所というものの普及を図つて参りたい。現在相当その気運は横溢しておるのでございませう。ただ資金がないというふうな關係からいたしまして、これ又先ほどお話ししました農林漁業資金の融通法に基きましてこれはこの資金の、我々は恐らくこの次の議會に出るのではないかと、こう思われるのでございませうが、法律的にはこの方面に融通するということはすでに皆さんの御了解を得て法案になつておるはずでございませう。それからその次の養蚕病虫害は、これはすでに予算的の措置は講じられておりますし、それから養蚕技術指導所の拡充、養蚕技術指導網の強化というものは、これは第三の問題で申入れがございませうので、その面はその点で一つ御説明を申上げて参りまして、ここでは避けて参りたいと思ひます。

それからその次の養蚕処理の合理化でございまして、乾繭取引及び組合製糸のこれは育成でございまして、この部分の新設、改設、補修及び増設の問題につきましてはこれ又他の場合と同様に、まだ農林漁業資金の融通法の中にはこれが認められておりませうが、今後こういう關係は是非一つ資金の融資も認めてもらいたいという考へております。その次の繭繭資金の確保でございませうが、これは一昨日日本銀行で大体これに對する態度が發表さ

れまして、業界といたしましては、まあ日本銀行の措置に對しては非常に好感持つておる程度の條件で解決を見ておるわけでありませう。その次の製糸設備の近代化でございませうが、これは例の見返資金をこの方面の一つ使つて参りたい。これは自動操糸機のようなものをこれは考へておるわけでございます。そして、この面には見返資金の融資をしてもらいたいということとやつておりましたが、非常に時期が遅れました關係もありまして、見返資金が困難でございまして、その後の例の開

でに繭出をしております総額は約五千七百万円くらいこの五月末までには積立てられるのではないかと、こう考へられるのでございまして、今後そのほかに養蚕家側にも積立てに協調して頂くということになつておりますので、この四月に海外の業者が参りました際に、我々側としては向うに一応そのめどをすでに提示しておりました。又その金額に基いて海外側では宣伝の計画を進めて参るといふに、起ち上りの形勢はすでにできておるわけでございます。従いまして我々としてこの際すでに消費の部面においてもこういふ手を打ちました以上、増産の面につきましても或る程度の手を打ちまして、この増産計画はできておるわけでありませう。それから次に繭糸価格の安定制度の問題でございませうが、これはまだ実はこの第二項の申入れの事項にも関連します。その際に御説明申上げたと思ひます。その次は計画の推進でございませうが、これも非常に予算の金額としては少いのでございまして、つまり農林大臣のいわゆる表彰的の措置を講じまして、この計画を推進して参りたいという程度でございませう。予算的の金額としては非常に少ないものでございませう。大体こういうふうな方向で農林省としては進めて参りたいという氣持を持つておりますが、政府部内と申しますか、大蔵省の面と

○政府委員(青柳確郎君) 各府県のは今報告を向うから取つておりま

す。
○白波瀬米吉君 その次にもう一つお伺いしたいのは、これを見ますと、五カ年後に反当收購は十三貫そこ／＼になつておるが、戦前は十六貫くらいになつておるのですが、そんな程度まで行かないのですか。

○政府委員(青柳確郎君) 反当收購は十七貫になつておりますね。三十年でございすが、十七貫になつております。

○白波瀬米吉君 二十五町歩で三千万貫というところが、これは完成

桑園面積、つまり一人前になつて、つまり植付けて三年後におきます桑園でございすが、その面積のあれが十七貫でございまして、これは一応定数を弾きましたのですが、実はこうい

う形になつておるのでございまして。最近の情勢をやつぱりとつて行つたほうが計画に確実性があるのじやないかとい

うような関係からいたしまして、二十五年度は實際どのくらいになつてい

るかと思つて、総面積当りの反当收購は十一貫四百くらいになつておりま

す。二十五年度は……それで二十六年度はここに書いてありますのは十四貫五百と書いてありますが、併し現在

の何から見ますと、非常に多くはないかという御疑問が却つて出る

のではないかと、非常に多いと思つておるが、これはつまり完成桑園面積にいた

しまして、いわゆる総面積にしますれば十二貫六百くらいでございまして、非

常に妥当な計画ではないかという工合に

○政府委員(青柳確郎君) それは実

考えております。そしてその後順次増加しまして、三十年には十三貫三百

九十五、十七貫と書いてありますが、これは實際総面積にいたしますれば十

三貫三百くらいの程度でございまして、今白波瀬さんのおつしやいまするよう

に、とにかく従来は十四貫七百くらいまで行つたように記憶しております。

全桑園面積に対する收購量というものは……ところが現在の桑園はどちら

かと思つておるが、本間に桑園の能率を算じておるまいわゆる平地の

桑園というものは非常に少のうございまして、とにかく戦時中に食糧に窮さ

ないように、もう桑畑以外には使えな

いような部分が残つておりますやうな点から考えて見ますと、この

程度の計画で参りまするほうがむしろ確実性があるのではないか、こう思つ

て出しております。

○白波瀬米吉君 その次に技術員の問題ですが、これはもう少しよく考えて

もらわなければ困るんですが、やはりあゝいふに農業養蚕団体に附属を

させるほうがいいかどうか、その問題はいとして、今のやうな形で僅かばかりの増額くらいを考えておると、岐阜

県に起つておるやうな問題がどんどん起るのではないかと私は思つて、あ

れはただ単に岐阜の県会を通つたからという単純に済むわけには行かない

問題だと思つて、結局あゝいふことをやらざるを得ないことになつて、非常

に各府県で混乱する状態が起る。あの点に對してはそれが県会をすでに通過し

ておるのですか、養蚕局は御存じですか、あれはどうされたんですか。

○政府委員(青柳確郎君) それは実

は……

○白波瀬米吉君 その問題はいいで

す。あゝいふ問題は以前と違つて、非常に大なる養蚕業の中でやり繰りを

するときと違つて、現在のやうな養蚕業の中で技術員の身分を安定させるとい

うことは非常に重大な問題で、結局あゝいふ問題が各府県に多くなつて、岐

阜県であれが実際に採用されると、殆んど大部分の府県があゝいふことをや

るだらうと思つて、やらざるを得ないでしよう。これはやはりもう少し徹底し

てお考えにならないかならん。ただお座なりでは僕はいけないと思つて、あ

れに對してどういふふうに考えておりますか。

○政府委員(青柳確郎君) これは私個人の見解でございすが、とにかく農業改良関係の指導員などは、これは県の財源で賄われております。できます

ならば我々といひましては、やはり養蚕の指導員も国の財源或いは県全体の財源から賄うべき問題で、或る一部

の事業から、あゝいふ形で取上げた財源で賄うべきものじやない、こう考

えておるのであります。その方針に副

しまして、起ち上るべきものは國であるという考えを持ちまして、実はこの前

の委員会にお話し申し上げまして、養蚕局としてはな何をおいても先ず指

導員の身分を安定させようと思つております。

○白波瀬米吉君 とにかく反別から割

り出して頭数が減るのではないかと

いつて心配しておるようですが、そうい

うことを考へないで、もつと勇敢にや

られたらいい。そんな取引みたいな考

え方をやられるのはいけない。どこに

もこの問題は起る。現に岐阜県に起つ

ておるのですから……。今後は一つ勇

敢にやつてもらわなければいかんと思

う。

○岩男仁藏君 これは、この三番は私

が出した関係から、これは白波瀬さん

の御意見に私は大いに賛成、同調する

のですが、一、二、三、と対策をいろ

いろ御発表になつたが、どうもこの三

は、あなたの説明は尻切れトンぼにな

つた傾きがある。ちつと元気がなかつ

た言ひ方をしたので甚だ不満である。

そこで白波瀬さんに突込まれたのだと

思ひますが、普通の技術員と給與が何

とかというやうなことを言われたが、

私の言ふのはこれは給與だけの問題で

はなく、身分の安定、身分の保障、そ

ういふ待遇改善を言つておるので

す。当然この技術員を養蚕団体に附属させ

ることはいいのですが、そんなこと

で、あなたの説明の中では、養蚕の振興

策に大きい役割をしておるのはこれだ

と口にはおつしやつておるが、實際は

余り重視しておらんのではないか。私

素人考えでもこれは技術員の役割とい

うものは実に大きいのですよ。反別を

殖やすとかどうとかいうことも大切で

ありますが、これが根本をなしておる

のです。この解決をしなければ、如何

に耕地をどうしようとか、山林をどう

しようとか、反別を五千町歩にしよう

といふことはつまらんことであつて、

この問題を至急に解決するように、こ

れは私が言ひ出して、方針の中に加

てもらつた關係上、大いに御考慮を願

つておきたい、至急に解決して頂き

ます。

○池田宇右衛門君 今のを一つずつ申

しますけれども、この問題は、私は今

でも市の農業協同組合の連合会長をや

つておるのですが、全く日本の技術員

は経費をどこから持つて来るかとい

うと、製糸家から、農家が出した繭の売

上げの代金の一部を製糸家から逆に頂

載してやつておる。そうすると白波瀬

さんの言われる通りに、これは進歩が

ない。そこで製糸家に絶えず牽制され

るやうな節が見える。それから技術員

自体が、自分の組合から醸出して自分

の組合の経費で以てやるのならば、そ

こに自立性があるし、独立態勢とい

うことで強く引張ることが出来るが、若

し國と県で金を出さなければ、以前の養

蚕実行組合と、それから養蚕家の組合

といふやうなものと同じように、もつ

と下部の組織に協力性を持たせるとい

うことを、この際局長は、講和にもな

り日本の本来の姿になるのだから、日

本的の本来の姿を考へて欲しい。それ

から反當りの收購に對して今白波瀬さ

んが言われたけれども、一体私が見る

ところでは、どこも県でも御承知のご

とく養蚕試験場においてその地方々々

においての桑苗を年々改良して、そこ

にいる委員長の羽生さんのところなど

は桑の中から小唄が漏れると言われる

くらいに丈夫高くやつておられるので

すが、(笑聲)今そんなところがあ

りますか。この一つに土地もそうだけれど

も、蚕を飼う原料の桑苗に對して九州

はどうだとか東北はどうだとか、中国

はどうだとかいふやうな、さういふ構

想、計画をどういふやうにお立てにな

つておるか。それからその地方々々に

適する種類なども大いに御研究なさつ

て、この際一つはつきり計画をお立て

にならないければ私は嘘だと思ひます。

これが二番目。それからその次はこの

間はずと田舎を廻つたのですが、あれ

○白波瀨米吉君 糸價關係の問題ですが、これは三年越しの問題でありまして、対外的にも紆余曲折を経た問題で、数回会合されたのでありますが、

○政府委員(青柳確郎君) その問題につきまして、実はこの四月に海外から絹葉使節團が参りまして、司令部のほうと折衝して帰つて行つたわけであります。その後司令部の中枢部面でありますマーカット少将或いはマグダモツト氏も最近帰えられておりまして実はあのリッヅウエイの声明もございまして、民間側から向うの内容を聞いてもらつておるわけあります。それで大休月曜日ぐらひに一つ、皆様の御関心を持つておいでになる申入の第二項につきまして、御折衝下さいました議員の各位にも御出席願ひまして、業界の人たちと御懇談を頂きまして、その後の対策を考えたいと思います。今のところまだ向うのはつきりした意向は聞

○白波瀬米吉君 例えば講和になつてから、これは日本側の考え方だけで行けると考えられますか。

○政府委員(青柳確郎君) その点につ
きまして我々としては確たる見当が付

かんのでございます。それで実はこの問題につきまして、ただ残る問題は、あの例の貿易憲章の問題、それからいま一つは関税関係で何かひとつかかるべ

き法律があるのじやないか、こう思われておりますので、目下その方面を研究しております。実際その際に政府

が糸価安定をやるといいます場合に、
そういう法律に又ひつかかつて来る、
そういう面を今研究さしておりますの

で、いずれ月曜日の会合には、それまでには間に合せたい、こう考えております。

○白波瀬米吉君 向うの連中の意向といつても本当の商売人なんですからね。商売人は、安いというか、儲かる

途がはつきりしたほうがいいという考え方だから、ただ司令部のほうで、この前現に行つたときも、そういうふう

にやつたらしい、この案はよろしいが、その金をどうするかということをもう少し詳しく聞かしてくれ、そうす

ればいいのだ、こういうことなんだから……。

○政府委員（青柳確郎君） どうもその

辺の内容は、今司令部の中枢部が帰つて来たばかりでございまして、政府みづから当るよりは、民間側から一つ交

涉してもらつたほうがむしろスムーズ
 に行きやすいということで、先ほども
 申しましたように……。

○白波瀬米吉君　その対策はもう少し

○委員長(羽生三七君) これは面白い

○片柳眞吉君　もう一つ糸価安定施策ですが、これがなか／＼むずかしいと思ふのです。こうなつて来るとこの蚕糸業の振興対策の目標として、繭とかか

生系の価格は大体どういう方法なり基準で……、これは統制はないわけですが、これも、大体この程度の価格には持

つて行きたいというような、価格の大体の政府の考え方がここに出ておらんと、何か目標としても明確を欠くのじ

やないか。特に最近問題の米とか麦の価格が非常に上つて来るわけですね。そうなつて来ると、同じ農産物で繭の

価格をどういうふうにやつて行くかという問題になると、やはり一つの関連的な問題となるのではないかと思うの

ですがね。糸価安定施策でも、結局その中間程度のものが大体の一つの適正価格であると、こう思うのですけれど。

も、これを見ても何かやはり藪なり生糸が大体このくらいのものに持つて行くという或る程度のものが出ないと、

計画としてはピントがぼけるのじやないかと思うのであります。

きめられてもきめられ
が……。

なくても、ちゃんとした指導者という
か何というか、その局にいる人がこれ
でなければいかなんということから割出

[illegible]

○政府委員(青柳確郎君) 一番厄介なのは、これを進めます場合に、価格が一体どの程度に行くかということが養蚕家としては一番心配なんではないかと。怒を言えば先ほどお話ししましたように、こういう増産計画を立てる際に我々考えましたことは、これが却つて繭に影響するかどうかという不安を何とか解消する、差当りの方法としてやることは、結局作つた糸を成るべく売るような方法でございます。それを先ず考える以外にないということで、例の消費水準の問題を解決したわけでありす。怒を言えばやはり糸価の安定の問題が一番問題だろうと思つております。これをやりますれば、或る程度養蚕家としても安心がつくと思つております。ところがまだそこまでは行きませんので……

○片柳眞吉君 ですから白波瀬さんの言つたように具体的統制がないわけですから、コンクリートな、何万円まで言う必要はないと思つて。大体の糸糸局なり政府の考え方が大体このくらいという、抽象的でもいいと思つたのですが、そういう一つの保障なりめどがないと、桑園を二十五万町歩にすると言つても、価格がどうなるかという大体の数字がないと、やはり心配して植えないのじやないかと思つて。○政府委員(青柳確郎君) できますればここに書いてあります糸価安定というのが一番やりのいいのだと思つております。ところがどうも御承知のように今のようない工合で難航でございますので、これができますれば何ですが、それで今までお話ししました、いわゆる生糸というよりも繭に転換させるという御注意でございます。

○白波瀬米吉君 ちよつと速記をやめておいてもらいたい。○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。○委員長(羽生三七君) 速記を始め

○宮本邦彦君 ごく簡単なことですが、二十六年に九千町歩の開拓という計画があるのですが、この桑苗の供給はあるのございますか。実は私開拓地にこの間行つたときに、開拓組合で、実は今局長がお話になられたような、開拓地もそろ／＼永久作物を作つて、そして多角経営をやつて行かんらん、それで共同でこういうようなものを購入して、そして農林省の補助金みたいなものがあれば頂いて買って買いたい。桑苗が割合高いのだから、供給能力が九千町歩というのに足りないければ、今後ますます／＼高くなるというふうなことになるはせんかという気がされるのですが、ござい

○政府委員(青柳確郎君) 桑苗の実は生産を見てみますという、終戦当時におきましては九千本ぐらい生産があつた、その後例の五カ年計画で順次進んで参りまして、昨年、一昨年には一億五千万本まで増加したのでございす。ところがその当時非常に糸価が悪うございまして、必ずしもその五カ年計画の遂行というふうな、いわゆる積極的に桑園の増加ということができ得なかつたのでございす、そのた

め約四千万本くらい売れ残りがあつたわけでございます。それで非常に桑苗業者という者が退嬰的になつて参りまして、それから急に桑苗というものが減少しまして、昨年は一億二千万本くらい、そうしますと大体反当八百本くらいから千本近くくらい現在あるということになりすので、約一万五、六千町歩くらいになりますか、その程度くらい桑苗を最高時には出しておるという形になつております。それで今度のこの計画を御覧になりますとよくおわかりになります、問題は桑苗業者が安心して桑苗の生産をするという形に持つて行きますかという、なかなか桑苗業者が非常に何してありますので困難であるかと思つて。それは勿論価格を、今お話しになりましたように養蚕家のほうで増産するだけの価格を政府は保障するというような形でありまして、増産意欲が依然長く続くものだという見通しでもありますれば、何らそういう措置を講じなくても桑苗業者としても生産ができると思つてございすけれども、そういうふうな事態でありますから、やはり我が予算的措施を講じます場合には、桑苗業者が安心して桑苗を作れるような形に持つて行きますと、なかなか困難ではないかと、こう思つております。今大体一億二、三千万本くらいのものでございす。

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこの程度にいたしたいと思ひます。が、先ほど御了承を得ました、来週の議事日程のうち、火曜日の午前の両土調査法案に対する連合委員会が、経済安定委員会の都合で月曜日に代りまして、この点御了承願ひます。

では本日はこの程度で散会をいたします。午後四時十六分散会。出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

委員 池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
滝井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
三橋八次郎君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君
三好 始君
三浦 辰雄君
原田 雪松君

衆議院議員
政府委員
農林政務次官 島村 軍次君
農林省蚕糸局長 青柳 確郎君
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
会専門員 齋藤 弘義君
農林省畜産局衛生課長

説明員
農林省畜産局衛生課長 齋藤 弘義君

昭和二十六年六月一日印刷

昭和二十六年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所